

日薬業発第420号
令和4年2月2日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について（その6）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、オミクロン株の発生及び感染者の急増等により抗原定性検査キットの供給に優先付けがなされ、抗原定性検査キットの発注等における留意事項が示されたこと（本年2月1日付け日薬業発第419号参照）を受け、別添のとおり事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

また、無料検査事業に関するリーフレット等が作成されたとのことですので、ご参考までご案内いたします。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについての補足（令和4年2月1日、内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）

<参考>

- ・無料化の概要（住民向け）
- ・検査を受けるにあたって（利用者向け）
- ・検査を希望される皆様へ（需給ひっ迫について）（利用者向け）
- ・検査の受付における事務フロー例（実施事業者向け）

※無料検査事業の実施状況を踏まえ、都道府県とご連携の上ご活用ください。

※ 無料検査事業に係る情報については以下のページを確認いただくほか、都道府県と緊密に連携をお取りいただくようお願いいたします。

- ・内閣官房「国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」ページ

<https://corona.go.jp/package/>

- ・内閣官房・内閣府「地方創生」ページ

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 > 地方公共団体向け文書 > 1-3. 検査促進枠

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>

事務連絡
令和4年2月1日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについての補足

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり、補足事項を示します。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願ひいたします。

記

○ 抗原定性検査キットの発注等における留意事項について

今般、厚生労働省より、令和4年1月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について」が発出されました。

当該事務連絡により、今後、無料検査を行うため抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者・メーカーから購入する実施事業者は、当該医薬品卸売販売業者・メーカーに対して「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」（以下「優先供給説明書」）を提出することとされました。また、実施事業者は抗原定性検査キットを購入した際に、優先供給説明書の写しを無料検査の補助等を行う都道府県等に提出するとともに、実際の購入数を当該都道府県等に報告することとされておりますので、この点についてご留意のほどお願ひいたします。

なお、実施事業者から優先供給説明書の写しの提出及び購入数の報告を受けた都道府県等においては、実施事業者によっては広域で一括して発注する場合があること等も踏まえつつ、需給が安定するまでの適正な流通の確保の観点から把握された購入数を各都道府県における無料検査事業の検査件数の計画値の遵守にご活用頂くようお願いいたします。

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中
寺井・服部・鈴木・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752

PCR検査等無料化の概要

現在、発熱等の症状がある方は医療機関を受診してください。

検査を受けに来られた理由により、要件が異なります。
今回、検査を希望される理由はどちらですか？

飲食、イベント、旅行・
帰省等で使うから

「**定着促進事業**」を御覧ください。

感染不安があるから

「**一般検査事業**」を御覧ください。

ワクチン検査パッケージ・
対象者全員検査等

定着促進事業

要件

検査受検の目的を証する書類等※が必要です。

検査
対象

「ワクチン・検査パッケージ制度」、「対象者全員検査」または民間にて自主的
に行う検査結果を確認する取組のため、検査を受けられる方

方法

原則、対面で実施します。身分証明書等により、本人確認させていただきます。

※飲食、イベント、旅行・帰省等の日付・概要が分かる書類等(チケット、予約票、切符など)

感染拡大傾向時の

一般検査事業

要件

検査を受ける都道府県の住民であることが必要です。

検査
対象

感染が拡大傾向にあるときに※、感染不安を感じる無症状の方

方法

原則、対面で実施します。身分証明書等により、本人確認させていただきます。

※お住まいの都道府県が本事業の対象かどうかは、自治体にお問い合わせください。

※勤務する学校・企業等からの指示で検査を希望する場合は対象外

※定着促進事業は、2022年3月末まで実施

検査を受けるに当たって

Q 現在、発熱等の症状はありますか？

NO

YES

医療機関を受診してください

Q 今回、検査を受けに来た理由は、

飲食、イベント、旅行・
帰省等で使うからですか？

感染不安があるからですか？
※知事から住民に対して受検要請(特措
法第24条第9項)があるときに限る。

無料検査として実施可能

定着促進事業

飲食、イベント、旅行・帰省等の日付・
概要が分かる書類等(チケット・予約
票・切符など)をお示しください。

身分証明書等の提示を求め、申込書に記載さ
れた氏名と同じか本人確認させていただきます。

一般検査事業

本都道府県の住民の方に限ります。

身分証明書等の提示を求め、申込書に記載さ
れた氏名と同じか本人確認させていただきます。

※1ヵ月以内に3回程度無料検査を使用した方には、その理由をお尋ねすることがあります。

無料PCR等検査を 希望される皆様へ

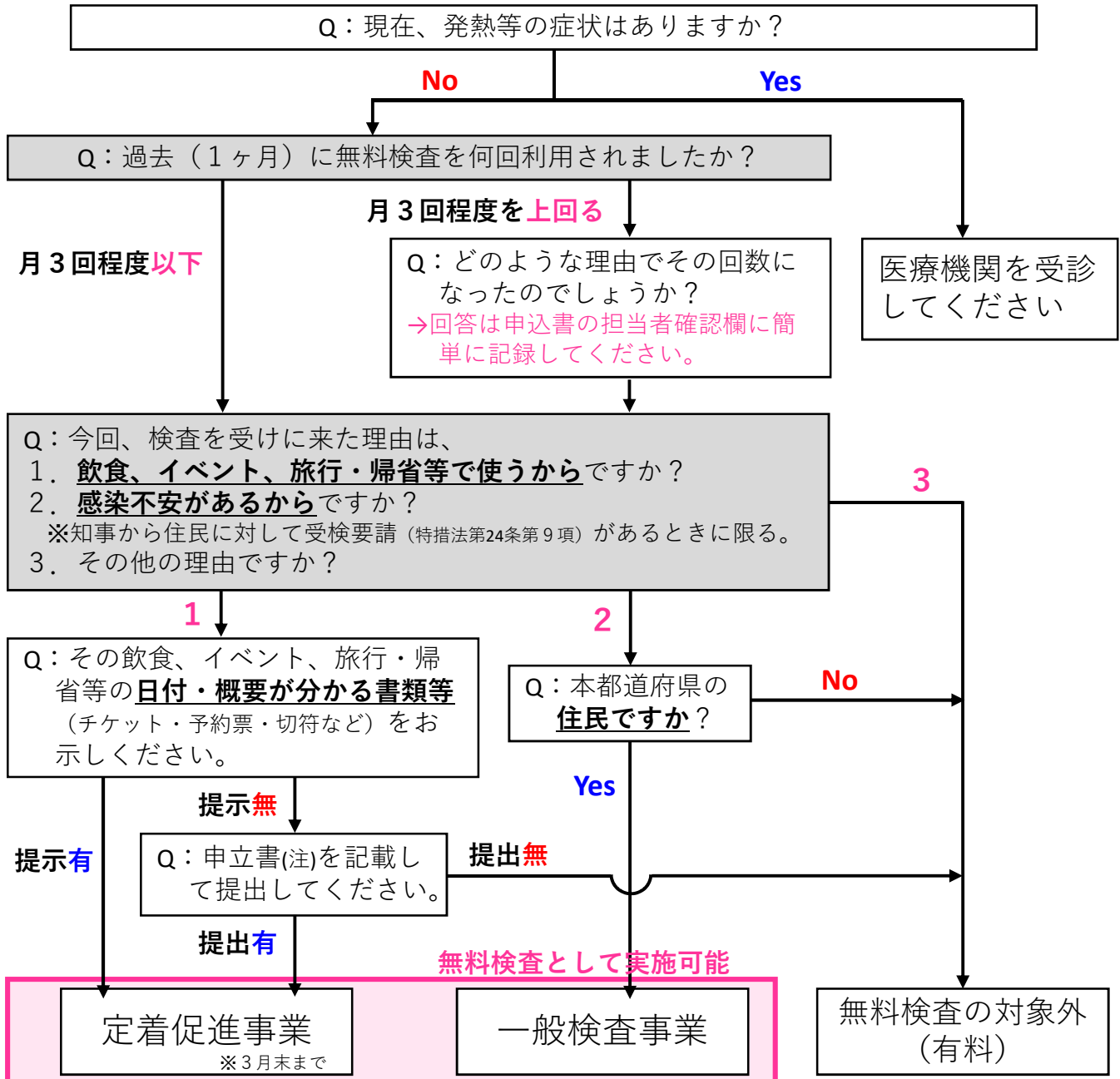
感染が急拡大する中で、検査キット等の需給がひっ迫していることを踏まえ、今般、厚生労働省より、有症状者に対する検査を優先する方針が示されました。

これを受けて、無料PCR等検査については、内閣官房より、当面の間検査件数を制限するよう、都道府県経由で通知があったところです。

このため、当面、ご希望に沿えず受付ができない場合がございますが、検査を必要とする有症状者を優先することへのご協力をお願いします。

検査の受付における事務フロー例

※グレーの質問は、内閣官房コロナ室作成の申込書（例）を使用している場合、申込書で確認できるため、省略可能です。
注：内閣官房コロナ室作成の申立書（例）を参考にしてください。



【検査の受付において実施いただきたいこと】

- 身分証明書等の提示を求め、申込書に記載された氏名と同じか本人確認。
- 以下の事項について検査申込者に説明
 - 仮に検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと。その場合、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること
 - 仮に検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する必要があること
 - 無料検査の結果は、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断結果を示すものではないこと
 - （※PCR検査等の検査拠点である場合は）連携する検査機関

別添3

No. _____

申込書（例）

1 本人確認

氏名： _____

住所： _____

性別： _____ 生年月日： _____

連絡先：(電話番号) _____

(Eメールアドレス) _____

2 検査利用回数

過去に利用した、無料検査（行政検査を除く）の回数

※回数・頻度が多い場合には、理由の疎明をお願いすることがあります。

_____ 回

3 検査目的（✓を記入ください）

本日の検査の目的について、下記より1つ選択

- 飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うに当たり、必要であるため（ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査等）（2.に該当する場合を除く）【概要・日付が分かる予約票等の提示又は申立書の提出が必要】
- 都道府県知事から要請を受けて、感染不安があるため
- その他

(確認事項)

仮に検査結果が陽性であった場合には医療機関に受診します(✓を記入ください)

上記項目につき、虚偽がないことを証するとともに、本申込書は都道府県から求めがあった場合には都道府県に提出されることがあることについて同意します。また、都道府県が必要と認め、本事業の適正執行を確保するため、ワクチン接種の有無についてご記入いただいた氏名・住所・性別・生年月日の情報に基づき、市町村に照会を行ったときは、市町村がワクチン接種歴の有無について回答することがあることに同意します(✓を記入ください)

※1：ご申告いただいた内容が虚偽であることが判明した場合、検査費用の負担を求めるとともに、都道府県が必要と認める措置を講じる場合があります。また、ワクチン接種の有無については、別途自治体において確認する場合があります

※2：次回の検査申込に当たっては、PCR検査等の結果通知書等の有効期間が3日間とされていること及び抗原定性検査の結果通知書等の有効期間が1日間とされていること等も踏まえ、前回の検査から経過した日数等を考慮の上、申込を行うようお願いいたします

担当者確認欄

本人確認の実施	無料検査事業における区分		
	VTP・全員検査等分 (3で「1.」を選んだ場合)	一般分 (3で「2.」を選んだ場合)	対象外 (左記のいずれにも該当しない場合)
	* 日付：_____ * 書類の種類 (該当にマル)： チケット・予約票・ 切符・申立書・ その他()		
(その他：回数疎明を求めた際等に記入)			

別添4

(申込書別紙)

申立書(例)

私は、____月____日に、以下の活動(飲食、イベント、旅行・帰省等)を行うに当たり必要であるので検査を受検します。

(活動の概要)

※飲食、イベント、旅行・帰省等の別について記載するとともに、店舗の名称や場所等が確定している場合は、その名称等についても、可能な限り記載してください。

活動： 飲食 / イベント / 旅行・帰省 /

その他(具体的に： _____)

詳細： _____

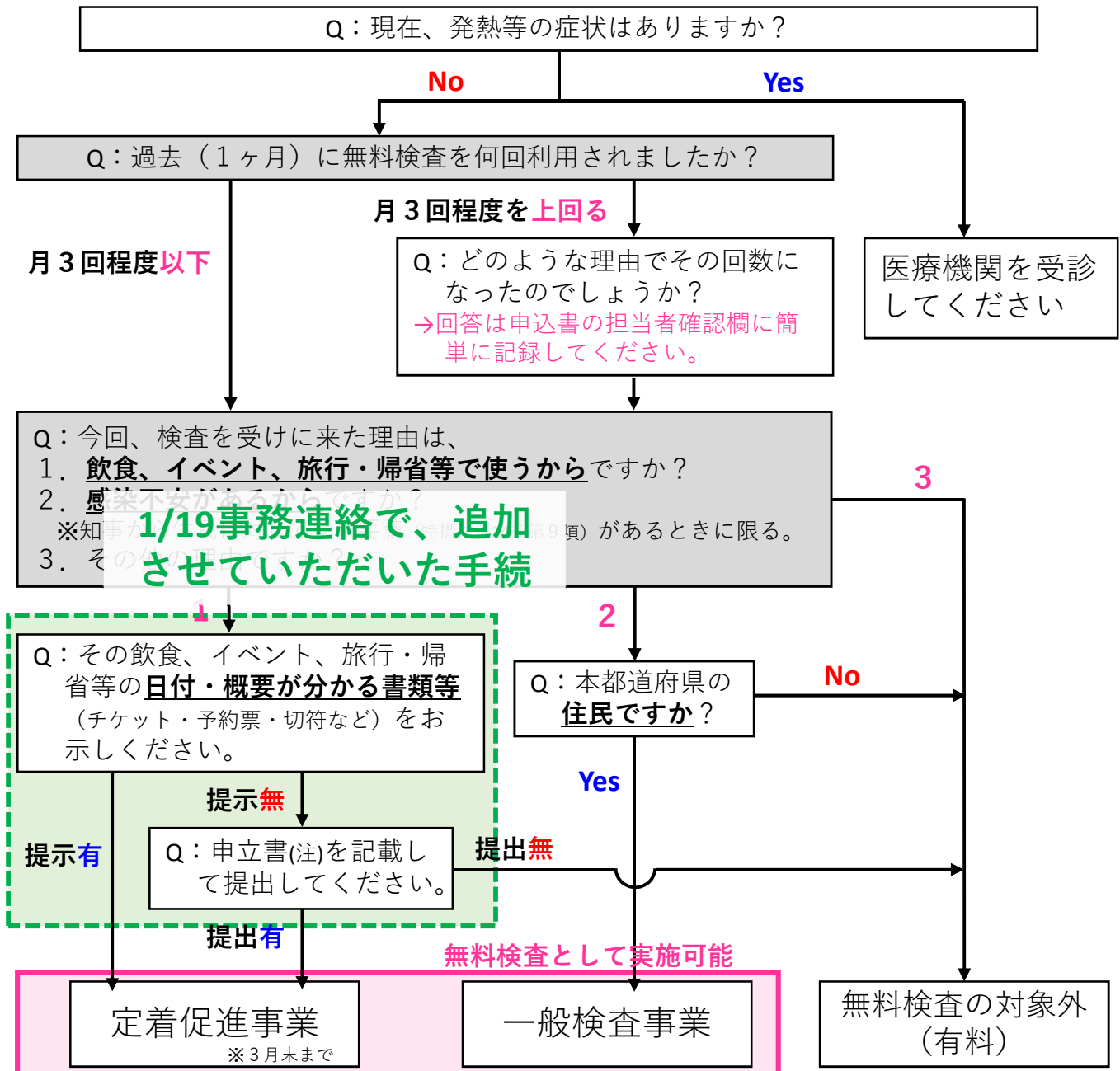
(確認事項)

上記内容につき、虚偽がないことを証するとともに、本申立書は都道府県から求めがあった場合には都道府県に提出されることがあることについて同意します。

氏名： _____

検査の受付における事務フロー例

※グレーの質問は、内閣官房コロナ室作成の申込書（例）を使用している場合、申込書で確認できるため、省略可能です。
注：内閣官房コロナ室作成の申立書（例）を参考にしてください。



【検査の受付において実施いただきたいこと】

- 身分証明書等の提示を求め、申込書に記載された氏名と同じか本人確認。
- 以下の事項について検査申込者に説明
 - 仮に検査結果が**陽性**であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、**速やかに受診しなければならない**こと。その場合、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること
 - 仮に検査結果が**陰性**であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は**引き続き感染予防策**（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する必要があること
 - 無料検査の結果は、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断結果を示すものではないこと
 - （※PCR検査等の検査拠点である場合は）連携する検査機関